

(7) 新たに設立された法人等の登録時期の特例

新たに設立された法人が、事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を、事業を開始した日の属する課税期間の末日までに提出した場合において、税務署長により適格請求書発行事業者登録簿への登載が行われたときは、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされます（以下「新たに設立された法人等の登録時期の特例」といいます。）。

注 意

新たに設立された法人が免税事業者の場合に、事業開始（設立）時から、適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、設立後、その課税期間の末日までに、消費税課税事業者選択届出書（注）と登録申請書を併せて提出することが必要です。

新たに設立された法人が課税事業者の場合には、事業を開始した課税期間の末日までに、事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を提出することで、新たに設立された法人等の登録時期の特例の適用を受けることができます。

新設合併、新設分割、個人事業者の新規開業等の場合も同様です。

なお、吸収合併又は吸収分割により、登録を受けていた被合併法人又は分割法人の事業を承継した場合における吸収合併又は吸収分割があった日の属する課税期間についても新たに設立された法人等の登録時期の特例の適用があります。

（注）免税事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けるとなった場合には、登録日から課税事業者となる経過措置（P6）が設けられていますので、新たに設立された免税事業者の法人が、この経過措置の適用を受けることとなる場合は、消費税課税事業者選択届出書を提出する必要はありません。

（例） 令和X年11月1日に法人（3月決算）を設立し、令和X+1年2月1日に登録申請書と消費税課税事業者選択届出書※を併せて提出した免税事業者である新設法人の場合

